

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成28年5月10日（火）午前9時30分～午前12時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 13名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
9番	萩野 清治	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第8号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (3) 議案第9号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第10号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第11号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- (6) 議案第12号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (7) 議案第13号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について
(賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの)
- (8) 議案第14号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について

- (9) 議案第15号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について
- (10) 議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について
所有権移転に関するもの)

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第2回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は9番 萩野委員さんと、10番 奥村委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>7</u>号から議案第<u>16</u>号の<u>10</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>7</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>9</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
事 務 局	<div style="border: 3px double black; padding: 10px;"> <p>以上9件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号<u>8</u>番および<u>9</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
12番委員	<p>8番と9番は、以前は譲受人が耕作されていた土地で、今回、使用貸借権を解約して所有権の移転をします。県道35号線を北に上がって行き製粉所を曲った所の田んぼです。場所的にはあまり良いとは言えませんが、がんばってされるということで、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>8</u>番および<u>9</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号<u>8</u>番および<u>9</u>番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号<u>10</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>

12番委員	10番は、1419-1番地と1207番地の田んぼがまだ状態が良い、あとほとんどが赤の土地です。千葉県に在住の譲渡人が家に隣接する田んぼと家を手放すという形で譲受人が購入されます。当面は、1419-1番地と1207番地の田んぼで、秋頃からキャベツ、にんにくを植えたいというお話でした。1206番地からは、藪でどうされるか分かりませんが、近くに居られる所有者の方が臨機応変に対応できると思います。将来未知数なところはありますが、地元としては歓迎で特に問題はないと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>11</u> 番から <u>14</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。それでは、地元委員さんの意見をお願いします。
3番委員	11番から14番は、南山田4件をまとめて譲受人が譲り受けます。農業と美容院を両方されていますが、問題ないと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番から <u>14</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
3番委員	補足ですが、11番12番13番は、現状畑で、14番は芝が生えた荒廃地で将来的に耕作が出来る状態ではないですが、草刈り管理をするとのことでした。
13番委員	譲渡人の方々は、どういう状況で畑を手放す事になったのですか。
3番委員	百姓を辞められて、畑の状態も段々耕作できない状況になったようです。
13番委員	譲受人は、何歳ぐらいの方ですか。
事務局	63歳です。

	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番から <u>14</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。それでは、地元委員さんの意見をお願いします。
3 番 委 員	15番は、東京から移住してこられた方で、百姓をされる為に譲受人が畑と家と一緒に買い受ける形です。議案第8号の賃借農地と一緒に取得します。
4 番 委 員	新規就農者の方ですか。
事 務 局	譲受人は、京都の方で矢掛町の空き家登録の事業を活用して、新たに引っ越して来られます。譲渡人の家と畑を全て借ります。その時に畑が743平米しかなく1反に満たないので、次の議案第8号の貸渡人の畑を期限付きで借りられます。合計で1反の基準を満たして農地の取得をされます。
13番委員	畑は、現に耕作をされていたのですか。荒れているのですか。
3 番 委 員	隣の方が、耕作をされていました。
4 番 委 員	譲受人の年齢は、どれくらいの方ですか。
事 務 局	まだ、若い方です。農業を主でされる感じではないです。カフェの様なお店をされたいそうです。 お店をされようかなという計画があるようで、当面は農業をしながら、色々な自分の事もされるようです。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。 それでは、地元委員さんの意見を申し上げます。
2 番 委 員	場所は、川面幼稚園のすぐそばです。譲渡人の息子さんが家を建てる為に土地を購入する話でしたが、道の問題で断念され、譲渡人も耕作が出来ないという事で、譲受人が耕作をするという事になりました。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>16</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>8</u> 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;">以上 1 件について、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。 それでは、地元委員さんの意見を申し上げます。
3 番 議 員	先ほどの議案番号 15 番の借受人です。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、

	許可と決定いたします。
議長	議案第 <u>9</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>8</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分について、事案番号2番及び3番は、農振農用地及び第1種農地ですが、例外許可規定、農業用施設に供するものに該当するため転用が可能としております。</p> <p>事案番号4番は、第1種農地ですが、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当するため転用可能としております。</p> <p>事案番号5番は、第1種農地ですが、例外許可規定、既存施設の拡張に該当するため転用可能としております。</p> <p>その他の案件はすべて、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。
議長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。
13番委員	1番は、美川の上高末の馬場です。自宅の裏の畑を墓地に転用します。理由は、現在の墓地の場所が、500mほど離れており、土砂崩れで工事も大変ということで、自宅の裏に墓地をつくります。
議長	地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。
12番委員	2番は、育成牧場の中にある土地です。現在、申請人の牛舎が建設されています。

<p>議 長</p>	<p>おが粉置き場（牛のベッド）を北に150m移転します。周りは何もない所で、問題はないです。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番 委員</p>	<p>事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>3番は、農業用施設がすでに完成しております。始末書がでています。写真の通りご自身でされてしまい、如何ともし難いという状況ですが、仕方がございませんので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番 委員</p>	<p>事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>場所は、土生の公会堂の100m手前の土地です。ほ場整備する以前から、建物自体は建っておりました。それ以降、建物の南側に、ほ場整備が完了しておりますので問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番つきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
7 番 委 員	土生公会堂の隣の土地です。訪問介護会社を経営されている申請人の駐車場の拡張をするものです。今後、トラブルの無いようによく話し合いをしてやって下さい。と念押しをしています。周りも埋め立てをされるので、土砂等が道路等に出ないよう業者に方に目を配って工事をやって下さい。と申請人をお願いをしています。ご本人も、ご理解されていますので、大丈夫だと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
13 番 委 員	ここは、 駐車場として使用しますか。
7 番 委 員	はい。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番つきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3 番 委 員	田んぼと畑で、太陽光パネル設置を予定されています。土地が荒れているので、水路が心配ですが、排水をしっかりしてもらえれば、いいと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番つきましては、許可と決定いたします。

議 長	事案番号 <u>7</u> 番及び <u>8</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3 番 委 員	申請人ですが、家の前の通路を整備し出入口を、隣に墓地を設けるといことです。 。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番及び <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番及び <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>8</u> 件のうち、農振農用地及び第 1 種農地の <u>3</u> 件については、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、それ以外の <u>5</u> 件は許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>10</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>11</u> 件議題 といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号 5, 6 番及び 10, 11, 12 番については、第 1 種農地ですが、例外許可規定、既存施設の拡張に該当するため許可意見としています。また、事案番号 7, 8, 9 番については、上下水道の埋設された道路の沿道であり、500m 以内に教育施設として川面小学校、川面幼稚園があるため第 3 種農地としております。</p> <p>その他の案件については、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
8 番 委 員	地元としても特に問題はないです。

<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p> <p>7 番 委員</p>	<p>事案番号 <u>5</u> 番及び <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>場所は、既存の産業廃棄物の施設の隣接した土地の 2 分の 1 の拡張です。この土地は、パイプラインの工事はしませんので、事前にパイプライン受益地から除外しておりますので、問題ないです。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番及び <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番及び <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p> <p>2 番 委員</p>	<p>事案番号 <u>7</u> 番、<u>8</u> 番及び <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>場所は、B & G の東側で、株式会社の工場用地で業務拡張の為の工場を建て、北側を駐車場にされます。道から道までですので、問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番、<u>8</u> 番及び <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番、<u>8</u> 番及び <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>

議 長	事案番号 <u>10</u> 番、 <u>11</u> 番及び <u>12</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を 願います。
2 番 委 員	場所は、申請者は自動車部品等を製造する会社で、敷地に隣接する西側農地を転用 するものです。申請地は北側と西側は道路、すでに東側は申請者の工場、南側は駐 車場になっております。周りの農地には関係はありませんので、よろしいと思いま す。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番、 <u>11</u> 番及び <u>12</u> 番 につきまして、他にご意見はございませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番、 <u>11</u> 番及び <u>12</u> 番につきまして は、許可と決定いたします
議 長	事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を願います。
2 番 委 員	土地を購入され、家とカーポートを建てるということです。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>13</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定いたしま す
議 長	事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を願います。
6 番 委 員	耕作放棄地で赤の土地を整備し資材置き場にされます。行き止まりの場所なので 資材置き場で問題ないです。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>14</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>14</u>番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	<p>以上<u>11</u>件のうち、第1種農地の<u>5</u>件については、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、それ以外の<u>6</u>件は許可処分を行うことを議決します。</p> <p>ここで、5分間休憩をとります。</p>
議 長	<p>議案第<u>11</u>号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、<u>9</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号2、3番については、農振農用地ですが、例外許可規定、農業用施設に供する施設に該当するため許可意見といたしております。</p> <p>その他の案件については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号<u>2</u>番及び<u>3</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
12番委員	<p>借受人が、一時転用で、契約には原状復帰とありますので、問題はないと思います。数か月だけの、仮事務所です。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>2</u>番及び<u>3</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号<u>2</u>番及び<u>3</u>番につきましては、許可と決定いたします</p>

議 長	事案番号 <u>4</u> 番から <u>10</u> 番については、同一案件のため、一括審議とします。 地元委員さんの意見ををお願いします。
2 番 委 員	申請地は国道 486 号線に面した北側農地で、申請者は医薬品販売のディスカウントストアを経営する者で、店舗を建設するものです。 国道に面した側が駐車場で、北側が店舗です。道路に面した所を全部埋め立てしてしまいますので用水も関係ないので、問題ないと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番から <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番から <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします
議 長	以上 <u>9</u> 件について、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>12</u> 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明)
	<p>事案番号 3 番については、第 1 種農地ですが、例外許可規定、既存施設の拡張に該当するため許可意見といたしております。</p> <p>その他の案件については、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番について、地元委員さんの意見ををお願いします。
5 番 委 員	譲受人、譲渡人は親子関係です。息子さんが譲渡人の作業場の隣に新築されます。

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>通路も水路も問題ないです。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>3</u> 番について、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>申請者は隣接地で有限会社を経営する代表取締役で、申請地を従業員の駐車場にするため転用するものです。周囲に影響はないため問題ないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>2</u> 件のうち、第 1 種農地の <u>1</u> 件については、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、それ以外の <u>1</u> 件は許可処分を行うことを議決します。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p>	<p>進行の都合上、先に報告事項について確認します。</p> <p>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p> <p>1 番から 5 番までの借受人が同じ方です。この 5 区画はすでに一作別の方がされていて手続きが遅れており、今回解約されました。次の方が耕作されており、H28 年 12 月からは利用権設定をされる予定です。</p> <p>6 番は、このお二人で他に 2 筆、利用権設定されており、その期間に合わせる為の途中解約です。H28 年 6 月からの利用権設定は手続きされています。</p>

12番委員	7、8番は、事案番号9番の3条所有権移転の為の解約です。
11番委員	9番は、貸渡人が所有権移転する為の解約です。
7番委員	10番は、議案第12号、事案番号3番の転用の為の解約です。
1番委員	11番と12番は、解約後、それぞれ別の方に耕作をお願いされるそうです。
6番委員	13番は、借受人がもう耕作することが難しいという事で解約されます。
2番委員	14番は、議案第11号の転用の為の解約です。
議長	つづいて、 利用目的の変更届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
8番委員	1番は、ほ場整備ができていない、上から水が流れて下の田んぼに流れるような田んぼです。今は保全状態の田んぼです。それを畑にして耕作されるということです。畑にしても、上から水が流れてくるのは拒めませんよと了解のもとに承認しています。
3番委員	2番は、水稻を作らなくなった為、田から畑に変更されます。 3番は、高齢の為、田から畑への変更です。周囲には影響ありません。
議長	議案第13号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 108）（案）の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを397件議題といたします
事務局	事務局から説明をお願いします。 （集積計画の概要説明）
議長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。 （関係委員さんの確認報告）

	<p>確認報告が終わりました。 この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>議案第 14 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>議案第 15 号別紙をご覧ください。 平成 28 年 3 月の総会で点検・評価の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間 (3/18~4/16) ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、0 件でした。この結果を踏まえ、点検・評価は補正を行うことなく案のとおり決定することとします。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>意義がございませんので、議案第 14 号別紙のとおり、点検・評価を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>議案第 15 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>議案第 15 号別紙をご覧ください。 平成 28 年 3 月の総会で活動計画の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間 (3/18~4/16) ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、0 件でした。この結果を踏まえ、活動計画は補正を行うことなく案のとおり決定することとします。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計</p>

	<p>画」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>意義がございませんので、議案第15号別紙のとおり、活動計画を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。</p>
議 長	<p>議案第 16 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 109) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの 1 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事案説明の前に本計画の説明を行います。</p> <p>本計画は、農地中間管理機構である岡山県担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行う内容となっています。</p> <p>具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や人農地プランの中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。</p> <p>今回提出している計画は、担い手育成財団が所有者から農地を買受ける内容となっております。</p> <p>では、個別の事案を説明します。(事案説明)</p> <p>なお、農地の購入者は、〇〇氏が取得することとなっており、次回の農業委員会において提案する予定であります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>農用地利用集積計画書NO. 109 につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、NO. 109 につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、NO. 109 につきましては、異議なしと決定いたします。</p>

議 長	矢掛町農用地利用集積計画書（No. 109）（案）については、計画書どおり決定いたします。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。 <u>10分間休憩</u> の後、 <u>12時10分</u> から協議会を開催いたします。